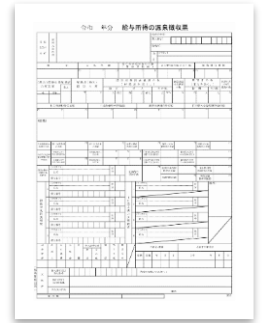


収入状況・特別控除に関する証明書類：該当者のみ

源泉徴収票：コピー

新しい勤務先に2020年1月2日から2021年1月1日の間に就職・転職し、申込日時点まで同じ勤務先・雇用形態である場合は、2021年（令和3年）分の源泉徴収票のコピーを提出してください。手元がない場合は勤務先に申請してください。給与収入が複数あり、確定申告をしている場合は、令和3年分確定申告書（控）、または市（区町村）民税・県（都道府）民税申告書を提出してください。その際、それぞれの在職期間を余白に記入してください。

2020年の途中で就職された方は、以下の様式A-IもしくはA-IIを提出してください。



給与支払（見込）証明書：大学所定の様式【様式A-I】

2021年1月2日以降に就職・転職した方で源泉徴収票の金額が1年未満の場合は、勤務先に申請し、入社月から1年間の支払額についての証明を依頼してください。証明時に入社後1年に満たない場合は、1年間分の見込み額の証明を受けてください。



給与支払（見込）証明書

給与支払（見込）申告書：大学所定の様式【様式A-II】

2021年1月2日以降に就職・転職した方で、源泉徴収票の金額が1年未満で、勤務先での証明が受けられない場合はこの様式に直近3ヶ月分の給与明細のコピーを添付いただき、平均月収を計算して年収見込み額を算出してください。給与明細に記載されている非課税の交通費を除く控除前の金額を記入して賞与がある場合・ない場合とで計算が必要です。



給与支払（見込）申告書

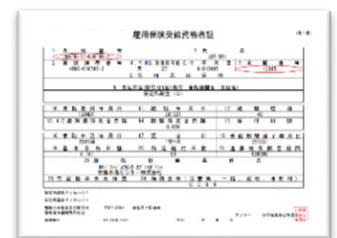
退職証明書

2021年1月2日以降に退職された方は提出してください。元の勤務先に発行を依頼して、「元の勤務先名」「退職の年月日」「退職者氏名」の証明を受けてください。

退職日が書かれた源泉徴収票、雇用保険受給資格者証（両面コピー）、雇用保険受給資格証で本様式に代えることもできます。

雇用保険受給資格証：両面コピー

管轄のハローワークで交付されます。雇用保険受給中、申請中、受給終了に関わらず、お手元にある場合は提出してください。



収入に関する事情書：大学所定の様式【様式F】

収入状況に関する書類が提出できない場合に「収入に関する事情書」の提出が必要になります。該当する提出書類一覧以外に現在の状況を証明できる書類がある場合は、本様式に代わって提出することもできます。



収入に関する事情書

傷病手当金通知書：コピー

全国健康保険協会等が発行している通知書のうち、手元にある最新1ヶ月分の書類のコピー提出してください。その他に公的手当を受けている場合は、支給額が記載されている証明書のコピーを提出してください。

